

GCC 諸国におけるビジネス法環境

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 森下 真生

1. はじめに

UAE のドバイでは、2020年10月から2021年3月にかけて、中東初の万国博覧会が開催され、また、カタールのドーハでは、昨年11月から12月に、中東初のワールドカップが行われ、いずれも世界的な注目を集めたが、中東湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council：GCC）を構成するサウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、オマーン、クウェート、カタール、バーレーンのうち、特にサウジアラビア、UAE及びカタールは、豊富な石油・ガス資源を背景に、近年国際的な存在感を高めている。

日本にとって、GCC諸国は、原油の9割超、天然ガスの約2割の輸入元である一方、自動車の主要な輸出先でもあり、また、GCC諸国では、日本企業が多くの発電・造水施設を始めとするインフラプロジェクトを受注するなど、日本とGCC諸国の経済的な結びつきは強い。

国際的な知名度を増し、日本企業のビジネスにとっての重要度も高いGCC諸国であるが、国家としての歴史は浅く、法整備もまだ必ずしも十分ではなく、ビジネス関連法の整備は、近年になってようやく進んでいるという状況である。また、外資規制や代理店法制、現地人雇用政策など、現地人に有利なルールが存在する他、絶対君主政下で、突然のルール変更リスクがあるなど、ビジネスにおける法務面の問題は少なくない。

2. GCC 諸国とイスラム法

(1) イスラム法

イスラム教発祥の地であるサウジアラビアを含むGCC諸国においては、イスラム法（シャリーア）の影響を考慮すべき場合がある。

シャリーアの主な法源は、イスラム教の聖典コーランと預言者ムハンマドの言行（スンナ）である。コーランには、預言者ムハンマドが、神から受けたとされる啓示がまとめられており、スンナとは、ムハンマドの言行であり、後世に編纂されたムハンマドの言行録（ハディース）で、その内容を知ることができる。すなわち、シャリーアは、ムハンマドが神から受けた啓示や、それに基づくであろうムハンマドの言葉や行動から導き出される神によるルールであり、それ自体は、体系的な法典の形式を採るものではない。

もっとも、1,400年以上のイスラム教の歴史の中で、多くのイスラム法学者がシャリーアの解釈を行い、様々な法学書を著しており、また、長年中東地域を広範に支配したイスラム教国オスマン帝国では、マジェッラ (*Majella*) と呼ばれる法規範集が編纂されるなど、シャリーアを体系的に把握する試みもなされてきた。多くのアラブ諸国の民法は、エジプト民法の直接又は間接の影響を受けているが、エジプト民法は、主としてフランス民法を基礎として、シャリーアの内容を反映したものであり、シャリーアに適合する民法と理解されている¹。

GCC諸国におけるシャリーアの位置づけについて、サウジアラビアでは、統治基本法上、そもそもコーランとスンナが憲法であるとされているが（他国において憲法で定められる内容は、統治基本法に定められている）、他のGCC諸国では、憲法上、イスラム教が国教とされた上、UAE、カタール、クウェート及びバーレーンでは、シャリーアは主要な法源とされ、オマーンでは、立法の基礎とされている。

各国における法令は、原則として、シャリーアに抵触しない内容で立法されることになるが、UAE、カタール、クウェート及びバーレーンでは、憲法上、シャリーアは、主要な法源のひとつ (a principal source of legislation) とされて、立法において、イスラム法が唯一の法源ではないことが明らかにされており、シャリーアと整合しない法律も、憲法上許容され得る²。

(2) イスラム法とビジネス

シャリーアの影響が濃いのは、主として、結婚、扶養、相続、遺贈等の身分関係に関する分野であって、ビジネス分野におけるシャリーアの影響は限定的である。ビジネスに関し、GCC諸国の法律を準拠法とする契約を締結する場合でも、シャリーアを意識する場面は乏しい。

ビジネス分野で問題になるシャリーアにおけるルールのうち代表的なものは、利息（リ

筆者紹介

2002年、東京大学法学部卒。司法修習（57期）を経て2004年に、弁護士登録（第一東京弁護士会）、西村あさひ法律事務所所属。2010～2011年、丸紅株式会社法務部出向。2012年、University of California, Berkeley, School of Law (LL.M.) 終了。2012～2013年、Norton Rose Fulbright LLP（ロンドン）、2013～2016年、Marubeni Middle-East & Africa Power Limited（ドバイ）各出向。2014年、ニューヨーク州弁護士登録。2018年、ドバイ首長国弁護士登録。2013年からUAEドバイに駐在し、今年駐在10年目。2016年から西村あさひ法律事務所ドバイ拠点長。UAEでは、現地法律事務所 Afridi & Angell と共にリーガルサービスを提供している。主な論考に「コロナ禍における中東ビジネスと紛争解決」（JCA ジャーナル2021年5月号）、「サウジアラビア投資と日・サウジアラビア投資協定の活用」（JCA ジャーナル2018年11月号）、「トランプ政権下の対イラン制裁」（ビジネス法務2017年6月号）などがある。また、西村あさひ法律事務所の中東ニューズレターを通じて、定期的に中東の法務事情に関する情報を発信している。

1 もっとも、エジプト民法には、利息を認める内容があり、シャリーアと完全に適合しているわけではない。

2 エジプトの憲法では、「the principal source of legislation」（唯一の主要な法源）とされているが、これは「a principal source of legislation」（主要な法源（のひとつ））は問題であるとして、1980年に改正されたものである。なお、利息を認めるエジプト民法226条の合憲性が争われた際、エジプト最高裁は、改正は遡及的に適用されないとして、同条を合憲とした。

バー, *riba*) の禁止である。契約において一般的な、支払遅延の場合の遅延利息もシャリーアにおける利息の禁止に抵触する。

現代のイスラム世界においては、金融業も盛んであるが、シャリーアが利息を禁止していることから、GCC 諸国では、資金提供に対するリターンを、出資に対する配当や転売におけるマージン等、利息以外の名目で説明するイスラム金融 (Islamic finance/Sharia-compliant finance) が発達している。中東湾岸諸国は、イスラム金融の世界的中心地であり、シャリーアに適合する商業活動のみを行う世界初のイスラム銀行 (Islamic Bank) は、1975年に設立された UAE のドバイ・イスラミック銀行 (Dubai Islamic Bank) であり、また、現在、世界最大のイスラム銀行は、サウジアラビアのアルラジヒ銀行 (Al Rajhi Bank) である。

もっとも、GCC 諸国でも、利息を伴う融資は行われている。利息に関する合意を一律に無効とするサウジアラビア以外の国では、法律上も、利息や遅延利息を許容する定めがあり、この点でシャリーアと整合していない。

例えば、UAEでは、個人間の有利子貸付は、刑法上犯罪となるが、商取引法上、商取引の場合には、利息や遅延利息を取ることが許容されている。UAE同様、クウェートでは商取引法上、オマーンとバーレーンでも商法 (他国における商取引法と類似の内容が定められている) 上、商取引の場合には、利息や遅延利息を取るとは認められている。一方、カタールの商取引法には、利息と遅延利息を許容する条項はなく、カタールでは、中央銀行の免許を得た (イスラム金融機関ではない) 金融機関以外は、貸付に利息を付すことはできないと解されている。

もうひとつ、ビジネスにおいて比較的問題となるシャリーアのルールは、不確実性 (ガラル, *gharar*) の禁止である。

例えば、金融における先渡取引、先物取引、オプション取引等、ほとんどのデリバティブ取引については、不確実性の禁止に違反すると解されている。

また、将来発生する物や債権の譲渡や、それらに対する担保設定は、シャリーアの下では、不確実性の禁止に反し、無効とされる恐れがあるが、この点については、近年、立法上の手当が図られている国もある。

UAEにおいては、民法では、将来の動産に関する担保設定は認められていないが、2016年に制定された動産担保法により、将来の動産に対する担保設定も明確に許容された。同法は、2020年に全面改正されたが、2020年動産担保法でも、将来動産の担保設定の有効性は確認されている。さらに、2021年に制定された担保目的の債権譲渡に関するルールを詳細に定めた債権譲渡法では、将来債権の譲渡が可能であることが、明示的に確認された。

また、サウジアラビアでは2018年に、カタールでは2021年に、それぞれ動産担保法が制定され、将来発生する動産に対する担保設定が可能であることが明確にされている。

3. GCC 諸国におけるビジネス関連法

GCC 諸国におけるビジネス関連の主要法は、民法、商法又は商取引法といった基本法であり、競争法や倒産法など、先進諸国であれば存在しているようなビジネス関連の個別法の立法は最近まで不十分であった。

また、前述のとおり、GCC 諸国には、外国企業のビジネスにとって大きな障害となり得る外資規制や代理店法、現地人雇用等、現地人に有利なルールが存在する。

しかし、各国は、WTO 加盟時に、自由市場経済創出のための立法を求められており、また、GCC 諸国の重要課題である外国投資誘致のためには、法整備を中心とするビジネス環境の整備が重要であることから、近年、外資規制や代理店法の改正や、ビジネス法分野に関する立法が急激に進んでいる。

以下では、そのうちの主要なものについて述べる。

(1) 商事代理店法

中東諸国におけるビジネスにおいて、最も問題になる法律のひとつは代理店法である。

中東における日本企業による商品の販売について、日本企業自らが商品の製造及び販売を行う例は乏しく、そのほとんどは商品を各国に輸出した上で、流通を現地の代理店又は販売店（以下、「代理店等」と総称する）に委ねている。

代理店等と外国企業との間を規律する法律は、民法や商法といった商取引に関する一般法であるのが通常であるが、GCC 諸国を含む中東諸国には、代理店法が存在し、現地の代理店等や消費者の保護が図られている。

もっとも、GCC 諸国の代理店法の内容は一様ではなく、代理店等の保護の強弱には大きな差異がある。

最も保護が弱いのは、サウジアラビアであり、サウジアラビアの代理店法上、代理店等の保護に関する規定はない（もっとも、契約終了時の登録抹消は、代理店等側のみが行うことができるため、独占代理店等契約においては、登録抹消と引き換えに、補償を求められることが多く、実質的には代理店等に補償請求権があるような状況となっている）。代理店等の資格は、現在、サウジアラビア人又はサウジアラビア人100%保有法人に限定されているが、近いうちに施行される改正法により、資格の限定も撤廃される予定である。

他方で、保護が強いのは UAE とカタールであるが、UAE では、原則として、UAE 人又は UAE 人100%保有法人のみ³が代理店等の資格を有し、代理店等は、独占権を有し、その販売に何らの貢献をしない場合でも、コミッションを受領することができる。また、

3 2020年に、公開株式会社については、51%がUAE人保有であれば良いという改正がなされたが、これは現地人保有企業の上場等による資金調達に対応するためであり、外国企業のための改正ではない。

代理店等が存在する場合、代理店等を介さないと商品を UAE に輸入できず、代理店等契約の終了の場合、当事者は補償請求権を有する。特に問題が大きいのは、代理店等契約の終了が制限されることであり、代理店等契約は、両当事者の合意がない場合は、正当な理由がない限り、終了又は更新拒絶ができないとされ、期間満了の場合でも、正当な理由がないと関係を解消できないとされている。

もっとも、この点については、2022年に改正がなされ、改正法下では、期間満了や、一方当事者による契約に基づく任意終了の場合には、正当な理由が不要とされた⁴。改正法は、2023年6月から施行される予定である。

カタールでは、2016年にやや外国企業に有利な改正がなされたものの、引き続き、代理店等の資格は、カタール人又はカタール人100%保有法人に限定され、代理店等は独占権を有し、対象商品が第三者によって輸入された場合、外国企業にコミッションを求めることができる。また、契約期間の定めのある契約の場合、契約期間中は、正当な理由なく、契約を終了できず、他方で、期間の定めがない契約の場合は、当事者の合意又は裁判等によらなければ、契約を終了できない。さらに、終了時には、期間満了による終了であっても、代理店等に対する損害賠償請求が認められる場合がある。

なお、UAE・カタール両国も含め、GCC 諸国では、代理店等契約の登録を行わないことにより、代理店法上の代理店等の保護を回避することができる一方、登録を行わない契約も有効と解されているため、実務上は、無登録の代理店等契約も多い。

オマーンでは2014年、クウェートでは2016年に、代理店法が改正され、代理店等の保護がかなり弱められた。オマーン、バーレーン及びクウェートでは、代理店法上、代理店等の資格は現地人又は現地人51%保有法人とされており(オマーンでは実務上30%で良いとされる)、代理店等の資格は、現地人100%法人に限定されておらず、UAE とカタールに比べると代理店法における代理店等の保護は弱い。

このように GCC 諸国における代理店法における代理店等の保護の度合いは一律ではなく、サウジアラビアやオマーンでは、代理店等に保護はほとんど与えられておらず、他方で、UAEやカタールといった代理店等の保護の強い国であっても、保護を回避するための方策は存在する。

また、各国の代理店法は徐々に代理店等の保護を弱める方向に改正されており、代理店等との契約交渉や、代理店等関係について取るべき方策の検討の際には、最新の法律状況を把握することが重要となる。

4 但し、改正法が出された時に、既に効力を有する代理店等契約については、改正法施行から2年経過後まで、新法は適用されない。また、10年以上登録されている代理店等、又は代理店等の投資額が AED100,000,000超である代理店等については、改正法施行から10年経過後まで、新法は適用されない。

(2) 外資規制

GCC 諸国では、会社持分の過半数を現地資本が保有しなければならないという外資規制があり、代理店法と共に、GCC 諸国でビジネスを行う上での大きな障害と考えられてきた。

しかし、GCC 諸国は、経済発展とその多角化のために、外国投資の増加を課題としており、外国投資誘致にとって有害な外資規制は、徐々に緩和又は撤廃されてきている⁵。

現在の外資規制の状況について、まず、サウジアラビアでは、2000年の外国投資法制定以来、投資省（Ministry of Investment）による外国投資ライセンスを取得すれば、会社持分を過半数以上保有することも認められてきた。以前は、上限が低かった販売分野における外資の最大出資率も、2008年には51%から75%に引き上げられ、2016年には、最低資本金と最低投資額を含む一定の重い要件を満たした場合には、100%保有が可能になった。現在では、外資保有が一切認められないネガティブリストに列挙される事業分野の他、一定の現地資本が求められる通信分野や保険分野等一部の事業分野を除き、外資の100%保有が可能である。

UAEでは、長年撤廃が議論されてきた会社における51%現地資本要件が、2020年9月の商事会社法の改正により、ついに撤廃され、2021年6月から、一部を除き、100%外国資本保有の法人も認められている。

オマーンでは、元々外国資本投資法に、外資の上限を49%とする外資規制があったが、2000年のWTO加盟時に70%に引き上げられていた。旧法を廃し、2020年1月から施行された新たな外国資本投資法では、外資保有割合の上限はなくなり、一部の事業分野を除き、外国投資ライセンスを取得することにより、外資100%法人の設立が認められるようになった。

クウェートでは、現在も商取引法に、会社について51%以上のクウェート資本を求める外資規制が存在している。しかし、2013年に定められた外国直接投資法により、ネガティブリスト掲載の事業分野を除き、外国直接投資促進庁（Kuwait Direct Investment Promotion Authority：KDIPA）が認めれば、外資による最大100%の会社保有を許容する外国投資ライセンスを取得できる。

カタールでも、引き続き会社における51%現地資本要求はあるが、2019年制定の外国投資法により、経済商業省（Ministry of Economy and Commerce）の承認が得られれば、外資が49%超の持分を保有することも可能になった。

5 なお、特に UAE では、外資規制の適用を受けない多くのフリーゾーンが設置され、外国企業の誘致が行われている（もっとも、フリーゾーン法人の場合、その活動範囲は、当該フリーゾーンのみに限られるという問題がある）。また、サウジアラビアを除き、現地人を名義貸しとして起用することで、実質的に外資規制を免れることは広く行われている。

アラブの春までは、GCC諸国における金融拠点であったバーレーンは、以前からGCC諸国の中では、外資への開放が進んでいた。現在は、一部の限られた分野についてのみ外資規制が残るが、ほとんどの分野が外資に開放されている。

以上のとおり、GCC諸国すべてにおいて、近年、外資規制は大幅に緩和されており、一部の事業分野を除いて、外資が会社を100%保有できる状況になっている。

(3) 競争法

競争法については、2000年代以降、世界的に立法が進む流れにあったが、GCC諸国では、まず、サウジアラビアが、WTO加盟（2005年）のために、2004年に競争法を制定した。

次に、カタールで2006年に競争法が制定されたが、これはEC（当時）競争法の内容に沿ったものであった。

その後、2007年にクウェート、2012年にUAE、2014年にオマーン、2018年にバーレーンで、それぞれ競争法が立法された。但し、UAEで、競争法の施行規則が出されたのは2014年であり、また、企業結合規制に関する経済的集中の割合等を定める内閣決定が出されて、競争法が実際に適用可能な内容となったのは2016年であった。オマーンでも施行規則は2021年に出たところで、バーレーンではまだ施行規則は定められていない。

その後、サウジアラビアでは2019年に、クウェートでも2020年に、それぞれ旧法を廃して、他のGCC諸国同様、EU競争法に近い新たな競争法が制定された。

各国の競争法は、EU競争法の影響を受けており、主に競争制限的合意の禁止、市場支配的地位の濫用の禁止及び企業結合規制を定めている。

なお、GCC諸国では、政府系企業が支配的地位にある市場が少なくないが、各国競争法において、政府系企業は競争法の適用を除外されており、完全なものではない。

(4) 倒産法

倒産法についても、バーレーンを除き、各国とも個別の倒産法は存在しておらず、倒産については、商法や会社法等で処理されていたが、2016年にUAE⁶、2018年にサウジアラビアとバーレーン、2019年にオマーン、2020年クウェートと次々と立法が行われた。

なお、カタールには、カタール金融センター（Qatar Financial Centre：QFC）とい

6 なお、UAEには、多くのフリーゾーンが存在するが、そのうちのドバイ首長国のドバイ国際金融センター（Dubai International Financial Centre：DIFC）とアブダビ首長国のアブダビグローバルマーケット（Abu Dhabi Global Market：ADGM）は、特別な法域を形成し、独自の法律を有する。倒産に関しても、DIFCとADGMは、UAEの連邦倒産法とは異なる独自の法律を有する。カタール金融センター（Qatar Financial Centre：QFC）も同様に、カタールの他の領域とは異なる法域を形成する。両国は大陸法系の国であるが、DIFC、ADGM及びQFCにはコモンローが適用される。

う特別な法域のみに適用される倒産法を除き、まだ独立した倒産法はなく、商取引法の破産に関する規定が適用される。

各国の倒産法は、米国連邦倒産法の11章（チャプター11）や英国倒産法の影響を受けていると言われるが、いずれも再生手続と破産手続の双方を含む内容となっており、再生手続が目指される場合でも、再生計画が承認されない場合等には、破産手続に移行する。

また、サウジアラビア、UAE、オマーン及びクウェートの倒産法においては、予防的和議（preventive composition）という財務状況の良くない債務者が、倒産を回避するために、債権者との間で弁済計画を定める手続が設けられている。

（5）個人データ保護法

GCC 諸国には、医療分野や通信分野等の一定分野に、個人情報保護のための条項を含む法令があり、また、シャリーアの下では、個人のプライバシーは保護されていると解されているが、事業分野に関わらず適用される包括的な個人データ保護法は、最近まで、どの国も有していなかった。

しかし、2018年5月から施行された欧州連合（EU）の一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）（以下、「GDPR」と言う）の下で、EUから、十分なデータ保護水準を確保していると認める十分性の認定を受けないと、当該国へのデータの移転が相対的に困難になったことで、世界的に個人データ保護関連法の充実が問題となる中、GCC 諸国でも次々と個人データ保護法が定められた。

カタールでは2016年、バーレーンでは2018年、UAEとサウジアラビアでは2021年、オマーンでは2022年にそれぞれ個人データ保護法が立法され、残すはクウェートだけとなっている。もっとも、UAE、サウジアラビア及びオマーンでは、まだ施行規則が出されておらず、法律が実際に適用される段階にはなっていない。

法律の内容は、各国毎に異なるが、いずれもGDPRの影響を受けており、例えば、個人データ保護法における保護の対象となる個人データ（personal data）の定義は、各国ともGDPRを意識したと思われる内容となっており、また、個人データ保護法の遵守を求められるのは、GDPR同様、データ管理者（国毎にやや定義は異なるが、個人データ保有者で、データ処理の目的及び方法等を決定する者）とデータ処理者（管理者の代わりにデータ処理を行う者）であり、管理者と処理者の守るべき義務やデータ主体の権利についても、EUのGDPRと類似しているものが多い。

4. 結語

以上のとおり、GCC 諸国では、最近急激に外国企業に好ましいビジネス法環境の整備が進んでいる。

しかし、GCC諸国では、法律はあっても、厳格な運用はなされないことも少なくない。例えば、上記のとおり、外資規制については、広く潜脱的なアレンジが行われていたし、代理店法についても、代理店等契約の登録を行わないことで、代理店法の保護を免れることが行われている。競争法については、クウェートで2007年に制定された競争法の違反が初めて問題になったのは2017年であり、また UAE でも2012年の競争法制定以来、競争法違反の摘発事例はないと言われるなど、GCC諸国では、サウジアラビアを除き、競争法の厳格な運用は確認できない。各国個人データ保護法には、データ管理者が遵守すべき詳細な義務が定められているが、GCC諸国で、実際にその厳格な遵守が求められるかについては疑問も大きい。

以上のように、法整備が進むGCC諸国であるが、法律の運用面については、引き続き課題が多く、法律と実務に乖離がある場合も少なくないため、現地でのビジネスにあたっては、複数の専門家からの意見取得や、現地駐在員等を通じた実際の実務状況の確認を行うことが望ましい場合が多いことに留意が必要である。